

平成23年12月21日

常陸太田市議会議長 茅 根 猛 様

議会活性化特別委員会

委員長 荒 井 康 夫

### 議会活性化特別委員会中間報告書

本特別委員会に付託された事件について、常陸太田市議会会議規則第45条第2項の規程により、下記のとおり中間報告をいたします。

#### 記

#### 1 調査事件

常陸太田市議会の活性化についての調査・研究

#### 2 委員会活動の経過（会議の開催年月日及び協議内容）

別紙 資料1のとおり

#### 3 調査の経過概要

分権時代における今後の市議会運営のあり方が問われる中、議会はより多くの市民が納得できる政策形成機能の充実が必要であり、その機能を十分に発揮し、市民の負託に的確に答えることを目指した議会の活性化を図るため、平成22年12月定例会において、常陸太田市議会の活性化に関して調査・研究を行うことを目的に、11名の委員をもって構成する議会活性化特別委員会が設置されました。

議会活性化特別委員会は、検討を始めるにあたり、まず委員会としての基本理念を決定し、基本理念を実現するため6項目を柱とする基本方針を設定し、今後の進め方について確認しました。

次に、検討項目として取り組むべき課題を整理し、具体的検討項目として30項目を取り上げることとしました。

第3回以降の議会活性化特別委員会においては、具体的検討項目について検討を行い、途中東日本大震災により中断を余儀なくされましたが、これまでに18回委員会を開催し、30項目のうち26項目については委員会で結論を得、結論を得た項目については3回にわたり全員協議会で中間報告を行い、決定された事項から順次実施に移行してきたところであります。今後とも引き続き、残された項目や新たな課題に対し、市民の負託に答えるべく検討を重ねてまいります。

#### 4 調査（協議・検討）結果

項 目	結 果
1. 本会議のあり方に関すること	
①一問一答方式の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市政に対する課題を一つずつ取り上げ、質問・答弁を繰り返すことにより論点が整理され、審議を十分に深めることができる一問一答方式を導入する。</li> <li>・平成 24 年 6 月定例会から試行的に実施し、その結果を検証し本実施へ移行する。</li> </ul>
②質問・答弁の対面方式の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質問者と答弁者が相對することで自然な感覚でのやりとりが可能となる対面方式を導入する。</li> <li>・1 回目の質問・答弁は従来どおり登壇し、すべての通告項目について質問・答弁を行う総括質問方式とし、再質問から質問は質問席、答弁は自席で行う一問一答方式とする。</li> <li>・質問席は前列中央に設置する。</li> <li>・質問者は、1 回目の質問終了後、壇上から質問席へ移動する。</li> <li>・質問は項目ごとに完結し、遡って質問できない。</li> </ul>
③質問・答弁の時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員一人の持ち時間は、質問・答弁の時間を併せて 60 分とする。</li> <li>・質問回数については制限しない。</li> </ul>
④議員・執行部の呼称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員の呼称は、1 回目は議席番号とフルネームに議員を付け、「〇番□□△△議員」とし、2 回目以降は名字のみに議員を付け、「□□議員」とする。</li> <li>・執行部の呼称は、現行どおり職名のみとする。</li> </ul>
⑤反問権の付与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答弁者は質問の趣旨や数値の引用を確認するため、反問することができる。</li> </ul>
⑥会議時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行のとおり（10 時～16 時）</li> </ul>
⑦質問書（内容）のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・項目を大・中・小とし、番号で大を 1、中を（1）、小を①と表記する。一問一答は小項目ごととする。</li> <li>・平成 23 年 12 月定例会から実施する。</li> </ul>
⑧休日・夜間の会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施をする方向で継続して検討する。（実施時期については、アンケートの結果等市民の声を聴いて、再協議する。）</li> </ul>
2. 常任委員会等の活性化に関すること	
①常任委員会・特別委員会のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会数、名称、定数、所管、委員の選任方法は現行のとおり。</li> <li>・定例会中の常任委員会は 3 日間開催とし、1 日 1 委員会とする。</li> <li>・午後 1 時から委員会を開催し、午前 10 時から委員会ごとに委員会協議会を開催する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算・決算特別委員会は定例会中2日間開催とするが、前1日を特別委員会全員協議会とする。</li> <li>・平成24年3月定例会から実施する。</li> </ul>
② 常任委員会・特別委員会の任期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行のとおり（2年）</li> </ul>
③ 各常任委員会における将来を展望した政策樹立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会の年間活動指針を定めた活動計画書を作成し、最終的に委員会としての成果と反省を報告する。</li> <li>・委員会ごとにテーマや課題を設定し、議員提案による政策や条例の制定・改正に向けた研究討議を行い、議会における政策形成機能の充実を図る。</li> </ul>
④ 調査活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管に属する先進地視察等調査活動については、調査後委員会としての見解や参考となる施策の提言等について検証・精査するとともに、視察のあり方について検討する。</li> <li>・各委員提案の調査項目は委員会で調整し、所管部に資料や説明を求める等調査・研究し、必要に応じて各種団体との意見交換や管内現地視察を実施する。</li> </ul>
⑤ 付託案件に対する議員間の討議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自由闊達な議論を通じ、付託案件等に対する課題、論点・争点を整理することにより、市民に対し議論の過程も含めた説明が可能となることから、議員間討議を促進する。</li> </ul>
⑥ 付託案件以外の所管事務に対する調査・研究・討議の促進	
3. 市民参加型議会のあり方に関すること	
② 傍聴者への質問資料（内容）の配布	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問発言通告書に基づき、一覧表を配布する。</li> <li>・平成23年12月定例会から実施する。</li> </ul>
③ 議会だよりの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だより編集委員会については、議会だよりの編集にとどまらず、議会の広報・広聴に関する事項も含めることから、名称を広報委員会とする。</li> <li>・表紙（表・裏）をカラー刷りとし、紙面づくりを事務局と連携して行う。</li> <li>・一般質問はA4・1枚に2名掲載とし、質問・答弁を要約し、顔写真の掲出に換えてポイントとなる表題表示を行う。</li> <li>・定例議会等議決事件で起立採決のあった議案については賛否一覧（賛成・反対）を掲載する。</li> <li>・「議会開催のお知らせ」（事前周知）の掲載場所については、現行のとおり市民バス及び本庁、各支所に掲示する。</li> <li>・議会だより配布時期の促進を図るため、事務局、広報委員会及</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>び議員が原稿を分担して作成する。</li> <li>・広報委員会は編集後記、その他必要と認める事項のほか、一般質問原稿用紙の内容を校正するとともに、誇張、宣伝、事実の歪曲が生ずることの無いよう調整を行う。</li> <li>・一般質問原稿の作成は発言議員本人が行う。議会終了後7日以内に「一般質問原稿用紙」を作成し、広報委員会に提出する。</li> <li>・広報委員会規程を定める他、議会だより発行規程、発行要項、申し合わせ事項の見直しを行う。</li> <li>・平成23年12月議会号から実施する。</li> </ul>
④市議会ホームページの充実	・現行のとおり
⑤インターネット中継	・現行のとおり
⑥請願書・陳情書の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行のとおりとする。</li> <li>・陳情書の写しの配布は、原本の写し（コピー）とする。</li> </ul>
⑦市民アンケート調査の実施（調査・集計・分析・活用）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の議会に対する意向や意見・要望を調査し、市民にわかりやすく開かれた議会づくり、市民に応えられる議会の改革を図るため、アンケート調査を実施する。</li> <li>・実施時期を平成24年4月発送、5月回収とする。</li> <li>・調査方法は20歳以上の有権者を対象に、地区別・年齢別・男女別の層別抽出法により2,300人に対し、郵送により実施する。</li> <li>・調査項目はA4用紙両面刷り2枚に収まる程度とし、設問内容はなお継続して検討する。</li> <li>・実施にあたっては、議会だよりや市議会ホームページ、お知らせ版等により周知及び結果を掲載する。</li> </ul>
5. 議会関連予算の適正化に関すること	
①政務調査費のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政務調査費使途基準の支出規定の全部を「常陸太田市政務調査費使途基準の運用指針」に改正する。</li> <li>・平成23年度分から実施する。</li> </ul>
②所管事務調査費のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管事務調査旅費については、115,000円/1人を100,000円/1人とする。</li> <li>・平成23年度分から実施する。</li> </ul>
③議会費の抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①、②を含め、議会費全般にわたり継続して経費の精査・検証を行い、議会費の抑制に努める。</li> </ul>
6. その他議会の活性化等に関すること	
①議員と各種審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会の代表として選出している各種審議会等委員について、法令・条例等に議員を委員とする定めのあるもの及び市の代表と</li> </ul>

	<p>して議員を選出しているものについては、今後も委員として選出する。それ以外のものについては次期委員の改選から委員として選出しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も選出すべき委員（個人情報や守秘義務のある委員については除く）については、議員間において情報を共有する観点から、出席した各委員会等の概要を要約し、口頭又は文書により全員協議会等で報告する。</li> </ul>
<p>②議会・行政用語の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傍聴者等市民にわかりやすい用語を使用するように努める。</li> <li>・解釈が曖昧な外来語には、間違った捉え方を避けるためにも、日本語で補足説明を加える。</li> </ul>
<p>③子ども議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども議会は、市議会の議場を見学するだけでなく、地方議会の役割や仕組みを学ぶことによって、子どもたちに政治への興味を持たせる機会にもなることから、開催にあたっては協力をしていくこととする。</li> </ul>

## ○資料 1

## 議会活性化特別委員会 活動の経過

区分	開催期日	協 議 内 容
	平成 22 年 12 月 24 日	平成 22 年 12 月定例会において、11 名の委員をもって構成する議会活性化特別委員会を設置し、11 名の委員を選任
第 1 回	12 月 24 日	正副委員長の互選
第 2 回	平成 23 年 1 月 21 日	1 今後の進め方について ・基本理念「議会活性化と市民参加～市民の見える議会へ～」 ・基本方針 (1) 本会議のあり方に関すること (2) 常任委員会等の活性化に関すること (3) 市民参加型議会のあり方に関すること (4) 議員、事務局職員の能力向上に関すること (5) 議会関連予算の適正化に関すること (6) その他議会の活性化等に関すること 2 具体的検討項目の設定について
第 3 回	2 月 10 日	1 具体的検討項目の設定について 2 具体的検討項目の検討 (1) 議会関連予算の適正化（政務調査費のあり方・継続協議） (2) 議会関連予算の適正化（所管事務調査費のあり方・継続協議） (3) その他議会の活性化等（議員と各種審議会・継続協議）
	2 月 18 日	全員協議会において報告 ・基本理念・基本方針
第 4 回	2 月 24 日	具体的検討項目の検討 (1) 議会関連予算の適正化（政務調査費のあり方・継続協議） (2) 議会関連予算の適正化（所管事務調査費のあり方）
第 5 回	3 月 10 日	具体的検討項目の検討 (1) 議会関連予算の適正化（政務調査費のあり方・継続協議） (2) その他議会の活性化（議員と各種審議会・継続協議）
第 6 回	3 月 16 日	具体的検討項目の検討 (1) 議会関連予算の適正化（政務調査費のあり方）
	3 月 25 日	全員協議会において中間報告（第 1 回） ・議会関連予算の適正化（政務調査費のあり方・所管事務調査費のあり方）
第 7 回	5 月 26 日	具体的検討項目の検討 (1) 本会議のあり方（一問一答方式の導入関連・継続協議）
第 8 回	6 月 16 日	具体的検討項目の検討 (1) 本会議のあり方（一問一答方式の導入関連・継続協議） (2) 市民参加型議会のあり方（議会だよりの充実・継続協議）

第9回	平成23年 7月5日	具体的検討項目の検討 (1) 本会議のあり方(休日・夜間の会議) (2) その他議会の活性化等(議会・行政用語の見直し、子ども議会)
	7月21日	全員協議会において中間報告(第2回) ・一般質問一問一答方式の導入 ・発言通告書のあり方
第10回	7月21日	具体的検討項目の検討 (1) 常任委員会等の活性化 (2) 市民参加型議会のあり方(市民アンケート調査の実施・継続協議)
第11回	8月1日	具体的検討項目の検討 (1) 市民参加型議会のあり方(市民アンケート調査の実施・継続協議)
第12回	8月19日	具体的検討項目の検討 (1) 市民参加型議会のあり方(市民アンケート調査の実施・継続協議) (2) その他議会の活性化等(議員と各種審議会)
第13回	9月12日	具体的検討項目の検討 (1) 市民参加型議会のあり方(議会だよりの充実・継続協議) (2) 本会議のあり方(一問一答方式の導入関連) (3) 市民参加型議会のあり方(市民アンケート調査の実施)
第14回	9月28日	具体的検討項目の検討 (1) 市民参加型議会のあり方(議会だよりの充実)
	10月21日	全員協議会において中間報告(第3回) ・本会議のあり方(一般質問一問一答方式の変更・追加) ・常任委員会等の活性化 ・市民参加型議会のあり方(議会だよりの充実、市議会ホームページの充実、インターネット中継、市民アンケート調査の実施) ・その他議会の活性化等(議員と各種審議会、行政用語の見直し、子ども議会)
第15回	10月21日	具体的検討項目の検討 (1) 市民参加型議会のあり方(請願書・陳情書の取り扱い)
第16回	11月14日	議会報告会の先進事例視察研修(鹿嶋市議会)
第17回	11月21日	定例会における中間報告(案)の内容検討
第18回	12月15日	中間報告(案)の内容検討 具体的検討項目の検討 (1) 市民参加型議会のあり方(議会報告会の開催)
	12月21日	12月定例会において中間報告